

計画作成年度	令和3年度
計画主体	上川町

上川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 上川町産業経済課
所在地 北海道上川郡上川町南町180番地
電話番号 01658-2-4057
FAX番号 01658-2-1220
メールアドレス nourin@town.kamikawa.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク）、キツネ、ウサギ、鳥類【カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス））、ハト類（キジバト、ドバト）、アオサギ、カモ、スズメ】
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
対象地域	上川町一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状（農業者への聞き取り調査より）		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	牧草	4,569	22.5
	大豆	668	2.36
	そば	1,270	9.44
	水稻	4,093	3.31
	かぼちゃ	5	0.005
ヒグマ	デントコーン	9,374	25.41
特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク）	ニジマス	120	-
鳥類（カラス類、ハト類、アオサギ、カモ、スズメ）	水稻	1,706	1.32
	大豆	246	0.87
	デントコーン	80	0.2
	牛	3,750	-
	ニジマス	480	-

(2) 被害の傾向

エゾシカ	町内一円に出没しているが、被害は主として山間地域における牧草地・水稻の食害及び踏圧被害が発生している。また、植樹した樹木や稚樹の食害、植物の踏みつけ等がみられる。農作物については、令和元年度において前年と比較し倍以上約138%増の被害が確認されており、令和2年度も同様に増加傾向となった。また、行動範囲が広がっており、市街地及び道路に出没し家庭菜園の食害や道路横断等による自動車との衝突事故も依然として発生している。
------	--

ヒグマ	山間地域におけるデントコーン畑の被害が目立つ。H30～R2の被害額は前年の平均約57%の増加、さらに目撃件数は令和2年度が前年比で約4倍増となった。特に行動が活発化する4月～10月末にかけては、町内各所で多く目撃されている。また、上川町の市街地は、山林に囲まれた地形のため、近年では市街地近辺での親子クマや若いクマの出没や痕跡（フン、アリの巣の掘り返し等）が急増しており、特に人身被害は確認されていないものの、住民生活を脅かすものとなっている。
特定外来生物 (アライグマ・アメリカミンク)	近年、目立った被害報告は確認されていないものの、町内一円において捕獲がなされている現状があり、今後も増加傾向になることが予想されることから、予防的措置が必要である。
キツネ	町内一円において、出没している。被害額として表面化していないが、田畑を荒らす、農家の自家用作物被害が報告され、潜在的な農水業従事者への負担がある。また、市街地での目撃もあることから、エキノコックス媒介による人的被害も懸念される。
ウサギ	旭ヶ丘地域において人参の食害被害が見られることがある。被害時期としては、夏の発芽期に生じるとの報告がされている。
鳥類 【カラス類（ハシボンガラス、ハシブトガラス）、ハト類（キジバト、ドバト）、アオサギ、カモ、スズメ】	カラスについて、市街地では、一般家庭から出るゴミの対策もあり苦情は減少しているものの、春先の子育て期における威嚇行動、フン害が散見されている。農業被害では、主に水稻の食害が多い。また牛舎侵入による採餌や、牛の背をつつき出血死・感染症をおこし衰弱死させる被害が季節に関係なく報告されている。 ハト類・スズメについては、水稻・大豆等の農作物被害が確認されており、牛舎や農機具庫等へのフン害が発生している。 これ以外の鳥類は今のところ被害は軽微である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）	軽減率
エゾシカ	10,605 千円 37.62ha	7,423 千円 26.33ha	30%
ヒグマ	9,374 千円 25.41ha	6,561 千円 17.78ha	30%
上記以外の鳥獣	6,382 千円 2.39ha	4,467 千円 1.67ha	30%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><共通事項></p> <p>有害獣罾捕獲による対策としては上川町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会の協力を得て銃器・箱わなによる駆除を実施している。</p> <p>また、特定外来種であるアライグマについては、特定外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、箱わなによる駆除を実施してきた。</p>	

<p><エゾシカ></p> <p>上川町有害鳥獣対策連絡協議会実施隊により上川町一円で、銃器及びくくりわなによる捕獲を実施している。</p> <p>捕獲後の個体は原則持ち帰って個人的利用あるいは食肉処理施設に搬入し、残渣の処理については、焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を及ぼさないよう、現場で埋却処理をしている。</p> <p><ヒグマ></p> <p>有害鳥獣燬除事業は上川町鳥獣被害対策実施隊等が銃器や箱わなによる捕獲を実施している。箱わなにより捕獲されたヒグマは、実施隊員が補殺し、残滓については町が焼却処理している。</p> <p>令和元年度以降より箱わなによる捕獲数が減少していることから、箱わなに慣れた個体も増加していることが予想され、定期的な管理及び改良を進めているものの、実情は銃器による捕獲が主となっている。</p> <p>被害防除としては、農地や家庭でのエサとなる誘引物の除去（生ゴミの除去・保管飼料庫の設備強化など）やヒグマの移動を減らすため、集落に隣接している森林、道路の法面、施設周辺などの緩衝帯や電気柵の設置など防除を有効に組み合わせ、農地や集落への浸入を防ぐ対策をとってきた。また、屋外設置型動物追い払い装置を設置し対策を進めてきた。</p> <p>ヒグマの目撃情報や出没した痕跡のある場所には、看板の設置、集落周辺で出没した場合には広報誌や回覧にて注意喚起を行ってきた。また、町HPにおいてひぐまマップを活用し目撃情報があった箇所の周知を行っている。</p> <p><鳥類></p> <p>有害鳥類（カラス・キジバト等）による対策としては、巣の除去を行ってきた。</p>	<p>個体数の増加に伴い、近年捕獲圧を上げている一方で、町内一円での被害面積、被害金額がともに増加している傾向にある。</p> <p>また、上川町は雪の多い地域であることから、町内面積の多くを占める鳥獣保護区や国有林、道有林内等に越冬地を求めエゾシカが移動する。そのため、捕獲王のない環境において出産期を過ごし個体数の増加がなされていることが予想され、各機関との連携が必要となる。</p> <p>ヒグマへの対応は危険を伴うと同時に、その習性を熟知するなど、高い技術と経験が必要とされること、それらを熟知した狩猟者の高齢化が進んでおり、ヒグマの捕獲に対応できる人材が少なくなっている。また、銃器による捕獲においては、「捕獲の機会が限られており、捕殺に至るまでに高い技術が必要であること」「見通しが悪い状況での銃器による対応は危険を伴うこと」などの問題を抱えている。</p> <p>ヒグマは生態系ピラミッドの最上位に属しており、1個体あたりの生態系に与える影響は大きく管理には最新の注意が必要であるが、これらを考慮した具体的な方法が見いだせていない。</p> <p>実施隊メンバーは農業従事者が多く、農繁期には出勤できないな</p>
--	--

	また、水産業において養鱒場に特殊音波発信装置を設置し、追払いの防除を実施してきた。	ど、全員そろっての活動が難しい場合がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ・ヒグマ等の食害被害の多い地区において、水田・デントコーン畑などに電気柵を設置している。 また中山間地域等直接支払交付金を活用した、農業者に対する電気柵等への設置・維持の補助を実施してきた。	牧草地及びデントコーン畑など、面積の広い場所については経費面及び業務量から設置が厳しい状況にある。電柵下の草刈りを怠ると草を介して漏電し機器が破損する不具合もある。また、穴を掘り電気柵を潜り抜けデントコーンを捕食している知識をもったヒグマもいる。
生息環境管理その他の取組	ヒグマの食害被害の多い地区において、デントコーン畑に緩衝帯の設置をしている。また、市街地周辺でのヒグマ目撃が増加していることから、山林沿いにあるアリの巢除去や公園内の果樹の伐採等を実施している。	前項と同様、面積の広い場所については業務量が多大なものとなる。また、中山間地域の特徴として、農地の周囲は急峻な地形が多く緩衝帯の利用可能面積が少ない。以上より、すべての農地に有効な緩衝帯設置をすることが厳しい状況にある。

(5) 今後の取組方針

<p>上川町有害鳥獣対策連絡協議会（農林業関係機関、猟友会、農業団体・警察署等）において、被害防止に向け以下の取組について検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 捕獲旦手の育成対策について検討する。 ② 被害防止に向けて効果的な対策を検討する。 ③ 研修会などに参加し、生態などに関する科学的知識の向上を図る。 ④ ヒグマ追払い装置を設置し防除に努める。 ⑤ 監視カメラでヒグマの監視・活動経路等の調査を実施する。 ⑥ 中山間地域等直性支払交付金の活用方法について検討する。 <p>〈長期的対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生息状況、生息環境及び被害状況について調査の検討 ② 人里への出没を減らす観点から、生息地の森林環境整備を進める。 	
エゾシカ	<p>捕獲は上川町鳥獣被害対策実施隊員等による銃器及びくくりわなによる捕獲とする。捕獲した個体は個人的利用あるいは食肉処理施設に搬入し、残渣の処理については、焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。</p> <p>被害の大部分を占める牧草地・水稻については、一区画の面積が広大であることから、電気柵等での被害防除では設置における費用的な負担が非常に大きく、猟銃による継続的な捕獲が必要となってくる。</p> <p>越冬地となる、鳥獣保護区や国有林、道有林内においては、各機関と連携を検討していき、更なる個体数の減少に向け捕獲に取り込むこととする。</p>

ヒグマ	<p>上川町鳥獣被害対策実施隊員等による銃器及びヒグマ用箱わなによる捕獲を行う。捕獲した個体は個人的に肉を利用し、残渣の処理については、焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。</p> <p>また、クマよけの鈴の不携帯、屋外でのゴミの放置などがヒグマとのトラブルを引き起こす要因となるため、継続的な普及啓発を行うとともに、ヒグマの出没地については出没注意の看板を設置し注意を促すものとする。</p> <p>さらには、防除対策として電気柵・緩衝帯の設置、また、頻繁に出没している牛舎回りにヒグマ追い払い装置を設置するとともに、箱わな設置箇所やその周辺においてナイトビジョン機能を備えた監視カメラを仕掛け、監視・活動経路等の調査も併せて実施を検討する。</p> <p>なお、被害状況を把握し駆除にあたることとするが、生態系のバランスも注視し、捕獲抑制も検討する。</p>
特定外来生物 (アライグマ・アメリカミンク)	<p>上川町アライグマ防除実施計画に基づき、わな類による捕獲を実施する。防除対策としては、防護柵の設置の指導に努める。</p> <p>また、捕獲従事者については、狩猟免許を有する者及び、町が実施する「適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習」を受講した者とする。なお、捕殺した個体は焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。</p>
キツネ	<p>市街地の被害においては町が主体的に箱わなで捕獲する。また、被害状況を把握し駆除にあたることとするが、生態系のバランスも注視し、捕獲抑制も検討をする。なお、捕殺した個体は焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。</p>
ウサギ	<p>防除を中心とした方法を検討する。</p>
鳥類	<p>カラス・ハト類においては銃器を使用しつつ対応していくが、基本的には防除を中心とした方法を検討する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関と連携・協力し効果的な対策を協議し、有害鳥獣からの農業被害、生活環境被害について最小限にとどめることを目標とする。</p> <p>① エゾシカの銃器及びくくりわなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器及びくくりわなによる捕獲については、上川町鳥獣被害対策実施隊等が捕獲をする。 ・捕殺したエゾシカの残渣については、町が焼却処理（一般廃棄物処理施設）において処分する。 <p>② ヒグマの銃器及び箱わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲については、上川町鳥獣被害対策実施隊等が捕獲をする。 ・箱わなによる捕獲については、各団体の支援を受けるものとする。 ・捕獲したヒグマについては、上川町鳥獣被害対策実施隊等が捕殺し、残渣については町が回収し、焼却処理（一般廃棄物処理施設）において処分する。 <p>③ 特定外来生物（アライグマ・アメリカミンク）の箱わな及びエッグトラップによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わな及びエッグトラップで捕獲する。なお、捕殺した個体は焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。

④キツネの箱わなによる捕獲
・市街地の被害においては町が主体的に箱わなで捕獲する。なお、捕殺した個体は焼却処理（一般廃棄物処理場）する。
⑤ウサギの銃器による捕獲
・農耕地等における銃器による捕獲については、上川町鳥獣被害対策実施隊等が実施する。
・捕獲した個体は焼却処理（一般廃棄物処理施設）において処分する。
⑥鳥類
・カラス、ハトの銃器による捕獲については、上川町鳥獣被害対策実施隊等が捕殺し、焼却処理（一般廃棄物処理場）する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4年度	エゾシカ ヒグマ 特定外来生物 キツネ ウサギ 鳥類	・防除従事者台帳の更新（特定外来生物） ・箱わなの補修 ・一斉捕獲による追払い等の被害対策 ・実施隊員の技術向上と担い手育成のための研修会への助成
R5年度	同上	同上
R6年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカについては、農地等で目撃される個体数の減少がみられなく、農業被害も依然として高いことから、北海道エゾシカ管理計画及びエゾシカ捕獲推進プラン（市町村捕獲プラン目標数）を参考として、前年度捕獲実績頭数、さらに鳥獣捕獲許可従事者数等を勘案して、年間捕獲計画数を設定する。</p> <p>ヒグマについては、生態に与える影響も大きいことから現段階では市街地及び農地周辺の個体を捕獲対象として捕獲数を慎重に設定する。</p> <p>特定外来生物については、過去の実績を勘案するとともに今後の取組の効果を想定して設定する。</p> <p>鳥類については、年間を通して市街地及び農業被害が発生していることから、防除を中心とした対策を検討しつつ、過去の捕獲実績等を考慮した捕獲計画数を設定する。</p> <p>キツネ、ウサギについては、農業被害等が軽微であり表面化しにくいことから、捕獲計画数等の設定をせず出没個体数に応じた捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	300頭	330頭	360頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
特定外来生物（アライグマ、アメリカミンク）	20頭	20頭	20頭

キツネ	-	-	-
ウサギ	-	-	-
鳥類	300羽	300羽	300羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲場所は町内一円とする。 ・捕獲許可（エゾシカ・ヒグマ・ウサギ）を道に申請する。 ・捕獲許可（キツネ・カラス・ハト）を町に申請する。 ・捕獲時期は4月から3月（内狩猟期間を除く。）までとし、捕獲方法は、銃器（ライフル・散弾銃・空気銃）、箱わな及びエッグトラップ（アライグマのみ）等を使用し捕獲する。 <p>【捕獲手段について】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項 また同法第38条に規定する禁止される事項及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。</p> <p>【捕獲場所について】原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない。</p>

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>ヒグマについて、散弾銃は集弾性及び貫通力の問題から確実な止めさし及び捕獲が難しい等、その使用については危険性が増す可能性があることから。エゾシカについては、草地などで捕獲する機会が多く、長距離に適するライフル銃は捕獲効率を高めるため。捕獲手段、捕獲実施予定時期及び捕獲予定場所は、上記取組内容に従う。</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

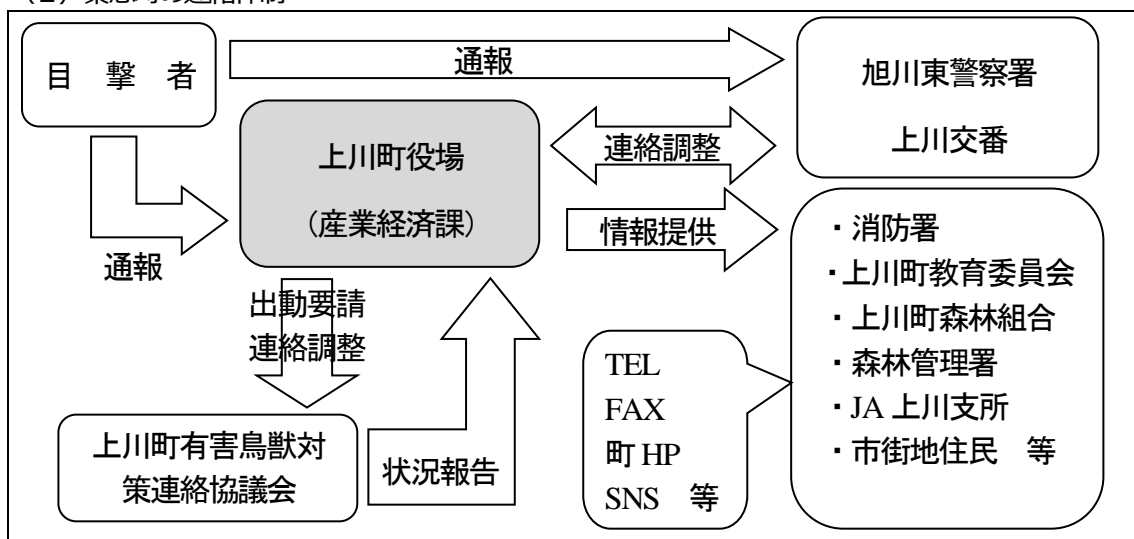
R4年度	エゾシカ ヒグマ 特定外来生物 キツネ ウサギ 鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・生活環境被害、人身被害及び事故防止のため、各団体に対し有害鳥獣処分に係る交付金を交付する。 ・ヒグマ出没看板の設置 ・町ホームページで詳細情報の提供 ・ヒグマ出没マップの作成 ・広報誌等による普及啓発 ・野営場等の鳥獣害要因物の処理指導・巡回
R5年度	同上	同上
R6年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
有害鳥獣対策連絡協議会会長	危険区域巡回、出没時誘除
上川町森林組合	作業員への連絡
上川町猟友会部会	非常時協力
上川交番	出没現場整理、付近住民への広報
上川中部森林管理署	国有林内作業員への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ・エゾシカは肉として活用し、残渣は焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。また、キツネ・アライグマ等は薬殺等の手段を用い、焼却処理（一般廃棄物処理場）とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

ヒグマ・エゾシカについてはライフル銃による捕獲が多く、保存状態がよくない状態であるため食肉等の利用については困難としている。

(2) 処理場等施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上川町有害鳥獣対策連絡協議会	
構成機関の名称	役割	
J A上川中央上川支所	農業者被害情報収集、提供	
上川町森林組合	森林所有者被害情報収集、提供	
上川町猟友会部会	非常時協力、鳥獣出没情報提供	
上川交番	交通事故対応、ヒグマ等出没時の警備等	
上川中部森林管理署	被害防止対策への指導・助言	
上川町	関係機関との連絡調整、計画の策定・変更、対象鳥獣の捕獲許可申請事務及び指導、対象鳥獣の捕獲、住民への普及啓発、町有林内の被害調査等	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省大雪山国立公園管理事務所	国指定鳥獣保護区の管理（捕獲許可等）
林野庁上川森林事務所	国有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
北海道上川総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の指導
北海道上川総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口
北海道上川総合振興局南部森林室	道有林内の被害調査、駆除時の入林許可等
上川町農業委員会	巡回パトロール
上川農業改良普及センター	被害対策アドバイス
上川中央農業共済組合	被害情報収集、提供
旭川開発建設部	交通事故対応、ヒグマ等出没状況把握

J R上川駅

線路事故対応、ヒグマ等出没状況把握

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

上川町鳥獣被害対策実施隊設置規則により平成 26 年 8 月に設置（令和 3 年度現在実施隊員数 13 名）。隊員は対象鳥獣の捕獲等に関する業務を行い、当計画に基づく被害防止策を適切に遂行するものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし